

## フランスの臓器採取に関する法律

(Loi no 76-1181 du 22 décembre 1976 relative aux Prélèvements d'organes)

### Ⅲ 普通

#### 田次

##### 1 はじめに

##### 1-1 各条文の内容

##### 1-1-1 おわりに

##### 1-1-2 はじめに

フランスでは、じままで、いわゆる臓器移植に関する  
制度として、一九四九年に角膜移植 (greffes des cornées)  
および、いわゆる輸血 (transfusions sanguines) といふの  
特別の立法がなされただが (Loi No 49-890 du 7 Juillet

1949 relative à la greffe de la cornée) その他には、それに  
関する統一的な規定はなかった。その後、個別的に法律に  
より、あるいはデクレン等によって規制がなされていた。一  
九七六年一一月一一日に、総体的な規定としての臓器の採  
取に関する法律 (条文には顯れていないが主に腎臓移植を目的  
とする) が国民議会および元老院によって採用され、共和  
国大統領によって公布されるにいたした。本条は、臓器移  
植の前提として提供者からの採取 (Prélevement) という觀  
点からの制定せられたものであつて、以下これを採取という  
言葉で表現する。

この五条にわたる条文は、生前および死後の採取に関するものであるが、注目されるのは、後者における死亡者の意思の取扱についてである。すなわち臓器を採取するについて、死亡者の「許諾」の意思を原則的に取りあげていくのか、例外的に取りあげていくのかという問題である。この点については、明確に決定されていなかつた。一八八七年一一月五日の法律は、死体の運命は、死亡者によって述べられた意思に依存する旨の規定がなされている。これは、臓器の採取については、死亡者の明確な同意を必要とするということを意味しているようであつた。その後一九四七年一〇月二〇日のデクレは、家族の同意がない場合でも、主任医師が採取を行なうことができるることを認めている。

ここでは、採取を妨げができるのは、死亡者が生前になした拒絶の意思のみであるということができようか？

このような死亡者の意思の取扱に関する疑問は、この度の法律の制定により、一挙に断ち切られ、解決されることになつた。すなわち二条二項に、生存中に、採取について拒絶の意思を表明しなかつた場合には、同意があつたものと

される旨の規定が設けられたのである。これにより死亡者の意思が原則的に取りあげられることが確定したといえる。したがつて、家族の採取に関する許諾または拒絶は、効果についてはいかなる影響も与えないことになる。このような規定については、人道的な立場からの批判もあらうが、医学的、科学的な目的のため（臓器移植のため）には、制定される必要があつたということであろう。

## 二 各条文の内容

第一条一項 採取は、人間にに関する治療上の目的を有する移植のために、完全な精神を享有し、自由な、かつ、明示的な同意を有する成年の生存者について行なわれことができる。

同条二項 採取は、「臓器を提供することが」可能な提供者が未成年者である場合には、受理者の兄弟かまたは姉妹にかかる場合にしか行なうことができない。この場合において、採取は、その者の法定代理人人の同意をともない、かつ、二人の医師を含む、少くなくとも三人の専門家で構

成された委員会によつて与えられた許可の後でなければ行なわれることができない。〔医師〕の中の一人は、医学的職務に二〇年間従事したことを証明しなければならない。

その委員会は、肉体的な面において、ならびに心理的な面において、採取について予見可能な結果のすべてを検討したものに言ひ渡しをする。未成年者の意見が受け取られることができる場合には、採取を承諾することの拒絶は、つねに尊重される。

**第二条一項** 採取は、そのような採取の拒絶を、その生存中に申し出でなかつた者の死体については、治療学的、または科学的な目的で行なわれることができる。

**同条二項** ただし、採取は、未成年者または無能力者の死体にかかる場合には、移植のために、その者の法定代理人の許可の後でしか行なわれることができない。

**第三条** 生じができるすべての費用の返還を除いて、前条に掲げられた採取は、いかなる金銭的対価も生じさせることはできない。

**第四条** コンセイユデタのデクレは、つぎのように決

定する：

一、第一条に定められた提供者、またはその者の法定代理人が、その者の決定によつて生ずることがある結果を報知し、その同意を表明するその態様：

二、さきの第二条に定められた拒絶、または許可がそれにつたがつて表明されなければならないその態様：

三、さきの第二条に定められた採取を行なうことと認められ、かつ、厚生大臣によつて決定された名簿に登薄され

るために、入院施設が満さなければならないその条件：

四、それにつたがつて死亡が認定されなければならないその手続、およびその態様。

**第五条** この法律の規定は、角膜移植に関する一九四九年七月七日の法律第八九〇号の規定、および人間の血漿蛋白 (plasma) に関する公衆衛生法典の第六編の唯一の節の規定、およびそれらの規定から派生したもの、適用を妨げない。

### 三 おわりに

わが国では、死体からの臓器移植についての適法性に言及したものとして、「角膜移植に関する法律」が制定せられているが、その他には、それに関する明文はほとんどみられない。最近、腎臓移植普及会（一九七七年から実施されている）によつて死体からの腎臓移植が推進されるようになつたので（植松正「移植目的による死体臓器摘出の適法性」ジュリスト六五七号七三頁）、臓器移植についての関心度が高くなり、その医学的評価も大きい。このような事情の下で、フランスの臓器採取に関する法律を紹介することによつて、これから臓器移植に関する法律的諸問題の検討の参考に供しうれば幸いである。なお各条文の詳細な研究については次回を期したい。